株式移転につき通知公告

当社は、ムーンライト・ホールディングス株式会社（住所東京都千代田区内幸町一丁目一番一号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

平成二十二年六月八日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

ムーンライトキャピタル株式会社

代表取締役社長　竹村　尚子

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月八日

千葉県習志野市大久保四丁目三番八号

不二装備工業株式会社

代表取締役　崎山　征雄

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月八日

埼玉県川越市新宿町四丁目七番地五

株式会社川越同仁社

代表取締役　大河内一人

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月八日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

ムーンライトキャピタル株式会社

代表取締役社長　竹村　尚子

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月八日

埼玉県川越市新宿町四丁目七番地五

株式会社川越同仁社

代表取締役　大河内一人

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月八日

名古屋市中川区澄池町一三番二九号

東海油化学商事株式会社

代表取締役　伊藤　盛康

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である嶋本泰治が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年六月八日

東京都渋谷区広尾一丁目一一番二号ＡＩＯＳ広尾ビル五〇五嶋本会計事務所内

ディーケーアール・オアシス・ジャパン・エル・エル・シー

日本における代表者　嶋本　泰治

限定承認公告

本籍福島県喜多方市山都町蓬莱字峠道下一五四五番地、最後の住所東京都江東区牡丹三丁目一四番九―九〇三号

被相続人　亡　若林　八重

右被相続人は平成二十一年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月八日

東京都中央区銀座四丁目一〇番三号　センチュリービル一〇Ｆ　たかはし法律事務所

右代理人　弁護士　高橋　恒雄

限定承認公告

本籍福島県田村郡三春町大字鷹巣字坊之内九六番地一、最後の住所福島県田村郡三春町大字鷹巣字坊之内九六番地の一

被相続人　亡　遠藤　信作

右被相続人は平成二十二年三月十五日死亡し、その相続人は平成二十二年五月三十一日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月八日

福島県田村郡三春町大字鷹巣字坊之内九六番地の一　相続財産管理人　遠藤りう子

限定承認公告

本籍東京都千代田区四番町六番地、最後の住所東京都江東区南砂四丁目一八番七号平一ビル一Ｆ

被相続人　亡　阿部　努

右被相続人は平成二十一年十一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月八日

東京都千代田区三番町九番地六　三番町パークテラス桜苑二〇一号

相続財産管理人　阿部凰三郎

限定承認公告

本籍東京都板橋区大谷口上町三四番地、最後の住所東京都板橋区小豆沢一丁目一一番九―一三〇四号

被相続人　亡　飯室冨士朗

右被相続人は平成二十一年十月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月八日

東京都板橋区小豆沢一丁目一一番九―一三〇四号　相続財産管理人　飯室　文子

限定承認公告

本籍東京都三鷹市上連雀九丁目二一番、最後の住所東京都三鷹市上連雀九丁目二一番二〇号シティハイム八千代Ａ一〇二

被相続人　亡　坂倉　茂生

右被相続人は平成二十二年一月二日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月八日

東京都江戸川区北小岩四丁目三六番一三号関コーポ二〇一号室

相続財産管理人　八田　茂之

限定承認公告

本籍韓国、最後の住所大阪市住之江区中加賀屋二丁目一〇番一〇―三〇六号

被相続人　亡　木村寿彦こと　李　寿彦

右被相続人は平成二十二年一月下旬（推定）死亡し、その相続人は平成二十二年五月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月八日

大阪市西成区長橋一丁目八番一―一〇八号

限定承認者　木村健朗こと　李　約信

同　木村貞愛こと　洪　貞愛

限定承認公告

本籍愛媛県松山市西垣生町一四三〇番地、最後の住所大阪府松原市丹南五丁目七六番地上田文化一階

被相続人　亡　中矢　藤彦

右被相続人は平成二十一年十一月七日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十六日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月八日

愛媛県松山市小坂五丁目一〇番二一号マンション南小坂六〇一号

相続財産管理人　大本　茂

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年七月九日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年六月八日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号有楽町電気ビルヂング北館六階

ＩＴＧ　Ｊａｐａｎ　Ｌｔｄ.

日本における代表者　庄野　進

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年五月二十一日開催の通常総会において、出資一口の金額を二十万円から五万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十二年六月八日

福島県北鳶土木業協同組合

福島県北鳶土木業協同組合

代表理事　丹治　隆夫